えひめこどもの城指定管理者業務仕様書

本書は、「えひめこどもの城指定管理者募集要項」と一体のものであり、えひめこどもの城(以下「こどもの城」という。)の管理運営業務を指定管理者が行うに当たり、愛媛県が指定管理者に要求する管理運営の業務内容及びその基準等を示すものである。

第1 こどもの城の基本方針等

1 こどもの城の目的、機能

近年の少子化、核家族化、都市化の進展は、地域コミュニティーの希薄化や遊び場の 喪失、自然とふれあう機会の減少とともに、子どもたちに、社会性や思いやりの心の欠 如、自然への無関心、体力、運動能力の低下などの深刻な影響をもたらしており、次代 を担う子どもたちの健全育成は喫緊の課題となっている。

このため、こどもの城は、愛媛県の児童健全育成の中核的な機能を担う拠点施設として、次の目的と機能を有する。

(1) 設置目的

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、及び情操を豊かにするとともに、 地域の児童館その他の関係機関の活動の支援並びに児童の健全育成を図るために必要 な遊びに関する調査研究及び指導者等の養成を行う。

(2) 機能

ア 体験機能

子どもの知識や知恵を養うとともに、創造性や自主性、社会性、感性等を育むため、遊び体験をはじめ、運動、自然、創造、社会、文化、交流等のさまざまな体験機会を提供する。

イ センター機能

県内の児童健全育成活動を支援するため、県内の児童関連施設に対する情報提供 や技術指導、相互交流を行うほか、児童館活動の普及や児童関連組織の連携を図る。

ウ 研究・養成機能

県内の児童健全育成活動を育成するため、各種遊びや指導技術の調査・開発・普及を行うとともに、児童の健全育成に携わる指導者やボランティア等を養成する。

2 管理運営に関する基本的事項

(1) 管理運営に係る基本理念

指定管理者制度は、指定管理者が施設の管理権限と責任を有し、施設の管理を代行する制度である。このため、指定管理者は、自らの責任と判断によって、施設の適正な管理を確保しつつ、住民サービスの向上を図っていく必要があるが、特に、こどもの城の指定管理者は、次の各項目に留意して管理運営を実施しなければならない。

また、愛媛県は施設の設置者として、必要に応じて指定管理者に対して指示等を行うものとする。

ア こどもの城の目的、機能及び法的位置付けに基づいた管理運営を行うこと。

イ 公の施設であることを常に念頭に置いて、利用者への奉仕及び公平なサービスの 提供に努め、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

- ウ 事業計画書等に基づき、利用者が快適に施設を利用できるよう適正な管理運営を 行うとともに、効率的かつ効果的な管理運営を行い、適正な収入の確保と経費の縮 減に努めること。
- エ こどもの城が最大限有効活用されるよう利用促進に努めるとともに、利用者の意 見を管理運営に反映させ、利用者の満足度を高めていくこと。
- オ 園内での利用者の安全に配慮し、事故防止に努めること。
- カ こどもの城の園内に設置されている「愛媛県体験型環境学習センター」(以下「エコハウス」という。)との一体的な管理運営に努めること。なお、エコハウスに関する管理運営の業務内容及びその基準については、別に定めるところによる。
- キ 隣接する「とべ動物園」など周辺施設との連携を図ること。
- ク 愛媛県と密接に連携を図りながら管理運営を行うとともに、愛媛県の施策に対し 積極的に協力するよう努めること。
- (2) 関係規定の遵守

指定管理者は、こどもの城の管理運営を行う上では、次に掲げるものをはじめ、関係する規定を遵守しなければならない。

- ア 地方自治法 (昭和22年法律第67号)
- イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
- ウ 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)
- エ 児童館の設置運営要綱(平成2年8月7日厚生省発児第123号厚生事務次官通知)
- オ 児童館の設置運営について(平成2年8月7日児発第967号厚生省児童家庭局長 通知)
- カ 愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年愛媛県条例第2号)
- キ えひめこどもの城管理条例(平成 17 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。)
- ク 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- ケ 愛媛県情報公開条例(平成10年愛媛県条例第27号)
- コ 愛媛県行政手続条例(平成7年愛媛県条例第48号)
- サ 児童館の設置運営要綱(昭和63年2月8日付け児第35号愛媛県県民福祉部長通知)
- シ 児童館の運営指針(昭和63年2月8日付け児第35号愛媛県県民福祉部長通知)
- (3) 管理運営を行うに当たっての留意事項

指定管理者は、管理運営を行うに当たり、特に、次の点に留意しなければならない。 ア 事故の予防及び緊急時の対応

- (ア) 指定管理者は、施設内での事故の予防対策や発生時の対処、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応計画(安全管理マニュアル等)を作成し、事故の未然防止に万全を期すとともに、緊急事態の発生時には的確に対応すること。
- (4) こどもの城の利用者等の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、緊急時には的確な対応を行うこと。
- (ウ) 指定管理者は、施設内での火災、犯罪、疾病、食中毒等の防止に努めるととも に、発生時には的確に対応すること。
- (エ) 災害などにより、愛媛県又は施設所在市町がこどもの城を避難所、広域防災拠点等として使用する必要があると認めるときは、その指示に従うこと。

ただし、大規模災害が発生した場合における初動の対応(来館者等の安全確保、

避難誘導、自主避難者への対応等)については、愛媛県及び施設所在市町と密接 に連携を取りながら、原則として、指定管理者が自主的に行うこと。

(オ) 大規模災害等の不可抗力の発生に起因して、指定管理者にあらかじめ定められた管理業務に係る経費以外の負担が発生した場合、指定管理者は、その内容及び程度の詳細を記載した書面をもって愛媛県に報告すること。

イ 管理運営規程の作成

指定管理者は、あらかじめ、こどもの城の管理運営に必要な規程を定め、愛媛県 に報告すること。

ウ 帳簿の記帳

指定管理者は、こどもの城の管理運営に係る収入及び支出の状況について、適切に帳簿に記帳するとともに、当該収入及び支出に係る帳簿及び証拠書類については、次年度の4月1日から起算して帳簿については10年間、証拠書類については5年間保存すること。

また、これらの関係書類について、愛媛県が閲覧を求めた場合は、これに応じること。

エ 省エネルギーに努めるとともに廃棄物の発生を抑制し、環境に配慮した管理を行うこと。

才 喫煙対策

児童厚生施設であることを勘案し、屋内は、原則として禁煙とすること。また、 屋外でも、できる限り喫煙場所を限定し、喫煙場所以外での喫煙は固く禁ずること。 カ その他

- (ア) こどもの城では、現在ペット等の動物の携帯を禁じている(盲導大、介助大等を除く。)が、指定管理者の責任と判断において、安全面、衛生面で適切と考えられる方法により、携帯を認めることができる。
- (4) バリアフリー化を心掛け、備品の配置や動線の設定、掲示等に配慮すること。
- (ウ) 指定管理者は、業務を実施するために必要な官公署の免許、許可、認定等を受けていること。また、個々の業務について再委託を行う場合には、当該業務について当該再委託先が、それぞれ上記免許、許可、認定等を受けていること。
- (エ) こどもの城の運営に従事する職員は、名札を着用するなど、常に利用者に施設職員と分かるようにすること。

第2 開園時間及び休園日(条例第4条及び第5条)

1 開園時間及び休園日

- (1) 開園時間 午前9時から午後5時まで
- (2) 休 園 日 月曜日(ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第 178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、当 該休日の直後の休日でない日)

2 開園時間及び休園日の変更

指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、開園 時間及び休園日を変更することができる。

また、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休園し、又は休園日に

こどもの城を利用させることができる。

第3 指定管理者が業務を行う区域

別添図面におけるこどもの城の区域とする。(エコハウスにかかる区域を除く。)

第4 指定管理者が行う業務の範囲

1 事業の実施に関する業務

- (1) 体験機会提供業務
- (2) 遊具運行管理業務
- (3) 活動支援業務
- (4) 研究養成業務
- (5) その他の業務

2 施設等の利用に関する業務

- (1) 施設等利用許可業務
- (2) 利用促進業務

3 施設等の維持管理に関する業務

- (1) 施設保守管理業務
- (2) 保守点検業務
- (3) 建築物環境衛生管理業務
- (4) 備品管理業務
- (5) 植栽管理業務
- (6) 清掃業務
- (7) 保安警備業務
- (8) 駐車場管理業務
- (9) その他の業務

4 管理運営業務

- (1) 事業計画書等の作成
- (2) 事業報告書の作成
- (3) 事業評価業務
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) 指定期間終了後の引継ぎ業務

5 その他こどもの城の管理運営に必要な業務

第5 事業の実施に関する業務の基準

指定管理者は、こどもの城の施設等を利用し、次に掲げる事業を実施するものとする。 なお、事業の実施に当たっては、こどもの城が有する3つの機能(体験機能、センター 機能、研究・養成機能)を充実・発展させるよう努めるものとし、その中心となる「あい あい児童館」での積極的な事業展開とともに、児童遊園やエコハウスの有効活用を図るこ と。

また、多様なニーズに応えるため、ターゲットの拡大(子どもだけでなく、大人も楽しめる)、エリアの拡大(園内だけでなく、園外でも実施。周辺だけでなく、遠隔地からの来園)、事業収入の拡充(利用者負担、民間資金の活用)を図ること。

おって、業務の詳細は、別記1に定めるとおりとする。

1 体験機会提供業務

指定管理者は、子どもの知識や知恵を養うとともに、創造性や自主性、社会性、感性等を育むため、遊び体験をはじめ、運動、自然、創造、社会、文化、交流等のさまざまな体験機会を提供するため、次の事業を実施するものとする。

なお、この場合において、子どもの関心や興味を引き付ける工夫に努めるとともに、 安全性には充分配慮すること。また、体験プログラムのコーナー等については、管理運 営上支障のない限り、自由に利用できるよう配慮すること。

- (1) 企 画 事 業 休日や季節に合わせた企画イベントの実施
- (2) 一般事業 園内施設等を利用した体験プログラムの実施
- (3) 集団活動事業 テーマ別の集団クラブ活動の実施

2 遊具運行管理業務

指定管理者は、各種遊具の運行管理を行い、利用機会を提供するものとする。

なお、この場合において、条例別表第2に掲げる遊具については、利用状況や収支を 勘案しながら、こどもの城の魅力の増進を図るため、できる限り運行に努めるとともに、 その他の遊具については、常に利用できるよう管理に努めること。

3 活動支援業務

指定管理者は、県内の児童健全育成活動を支援するため、県内の児童関連施設に対する情報提供や技術指導、相互交流を行うほか、児童館活動の普及や児童関連組織の連携を図るため、次の事業を実施するものとする。

なお、この場合において、県内児童館との交流や移動児童館の実施に努めるほか、こどもの城の中に、愛媛県児童館連絡協議会の事務局を設けるとともに、愛媛県地域活動連絡協議会の事務局を設けるように努め、その運営支援を行うこと。

- (1) 活動支援事業 児童関連施設、組織への活動支援、交流の実施
- (2) 相談事業 子育て相談の実施

4 研究養成業務

指定管理者は、県内の児童健全育成活動を育成するため、各種遊びや指導技術の調査・開発・普及を行うとともに、児童の健全育成に携わる指導者やボランティア等を養成するため、次の事業を実施するものとする。

なお、この場合において、児童関連施設職員や放課後児童指導員、ボランティアスタッフの資質の向上に配慮すること。

- (1) 養成事業 児童健全育成に携わる人材養成の実施
- (2) 調査研究事業 児童健全育成に関する調査研究の実施

5 その他の業務

指定管理者は、上記に掲げる事業のほか、施設の有効利用や利用の促進のために必要と認める事業を自ら企画し、積極的に実施するものとする。この場合において、児童の健全育成のための事業に支障のない限り、児童以外の者を対象にした事業も実施できるものとする。

6 事業実施に関する留意事項

- (1) 指定管理者が、こどもの城の目的を達成するために必要な事業を行うために利用する場合は、施設等の利用料金を減免することができる。(条例第14条)
- (2) 遊具の運行管理に当たっては、指定管理者は、あらかじめ、運行管理規程、運行管理計画を定め、安全かつ円滑、適正な運行に万全を期すること。なお、指定管理者が運行管理規程等を定める場合には、愛媛県と協議しなければならない。
- (3) 事業実施に当たっては、指定管理者は、事業参加者から指定管理者の定める料金を自己の収入として徴収することができるほか、愛媛県以外からの各種助成金、協賛金等を活用することができる。
- (4) 指定管理者は、事業の実施状況を記録した業務日誌を作成するとともに、一定期間保管し、愛媛県の求めがあった時には、閲覧に供すること。

第6 施設等の利用に関する業務の基準

1 施設等利用許可業務

(1) 自由利用及び利用の許可

こどもの城は、次表に掲げる施設等及び管理運営上支障がある施設等を除き、自由 な利用に供するものとする。(条例第6条)

また、次表に掲げる施設等を利用する場合は、指定管理者の許可が必要となる。このため、指定管理者は、許可を必要とする施設等及び許可の手続について、あらかじめ定めること。(条例第9条)

| 施 | 設 | 多目的ホール、楽屋、研修室、野外ステージ |
|----|----|--|
| 遊 | 具 | ボート、複層型木製アスレチック遊具、ボブスレー、てんとう虫の モノレール、四輪バギー、小型ノンステップバス、エア式大型スラ イダー、ジップライン、自動運転電動カート(3月整備予定) |
| その |)他 | 指定管理者が定める施設等 |

(2) 施設等の利用の制限に関する事項

- ア こどもの城では、知事の許可を受けなければ、条例第7条各号に掲げる行為をしてはならない。
- イ 条例第8条各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理運営上やむを得ない理由があるときは、指定管理者は、こどもの城への入園を禁じ、その利用を制限し、又は退園を命じることができる。
- ウ 指定管理者は、利用の制限に関する基準を、あらかじめ定めること。また、制限 に当たっては、指定管理者は不当な差別的取扱いをしてはならない。
- (3) 施設等の利用の許可の制限に関する事項
 - ア 指定管理者は、管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、利用の許可に 条件を付することができる。(条例第9条)

- イ 条例第10条各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理運営上やむを得ない理由があるときは、指定管理者は利用の許可をしないものとする。
- ウ 条例第11条各号のいずれかに該当すると認めるとき、又は管理運営上やむを得ない理由があるときは、指定管理者は利用の許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。
- エ 指定管理者は、利用の許可の制限に関する基準を、あらかじめ定めること。また、許可の制限に当たっては、指定管理者は不当な差別的取扱いをしてはならない。

(4) 利用料金の設定

ア 指定管理者は、上記(1)の表に掲げる施設及び遊具については、条例で定める額(別表第1及び別表第2。消費税及び地方消費税相当額を含む。)の範囲内で、その他の指定管理者が定める施設等については、他の類似施設との均衡を失しない範囲内で、あらかじめ知事の承認を得て、利用料金を設定すること。(条例第13条)

なお、指定管理者が利用料金を設定するに当たっては、施設の有効活用の観点及 び収支状況等を踏まえ、適切なものとすること。

また、利用料金について、知事の承認を受けたときは、速やかに公表するとともに、変更する場合は、施設の仮予約又は利用許可をした利用者に対しての説明や、新料金の施行に当たって一定の周知期間を設けるなど適切な対応を行うこと。

- イ 指定管理者は、条例第14条第1項各号に掲げる者に対しては、上記(1)の表に掲げる遊具の利用料金を免除しなければならない。この場合において、指定管理者は、 各号に該当することを証する書類を提示させ、確認すること。
- ウ 指定管理者は、条例第14条第3項に基づき、利用料金を減免しようとする場合は、 減免の基準や手続について、あらかじめ定めること。減免に当たっては、指定管理 者は不当な差別的取扱いをしてはならない。
- エ 現在のところ、条例第14条第3項における「県又は指定管理者がこどもの城の目的を達成するために必要な事業を行うために利用するとき」としては県主催の子育て支援のための事業、県が共催を認めた子育て支援のための事業及び指定管理者が業務として行う子育て支援のための事業を、「知事が特に必要があると認めて指示するとき」としては「ボランティア活動を促進するための公の施設の使用料減免規則」(平成15年愛媛県規則第50号)に基づく減免を予定している。なお、「指定管理者が利用者間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき」の具体的内容については、愛媛県と指定管理者が協議の上、両者で締結する協定書に定める。

(5) 利用料金の徴収

- ア 指定管理者は、施設等の利用許可に係る利用料金を自己の収入として徴収する。 また、利用料金は前納を原則とするが、指定管理者が必要と認めるときは、後納又 は分納させることができる。なお、利用料金の徴収方法等について、指定管理者は、 あらかじめ定めること。(条例第12条)
- イ 徴収した利用料金は還付しないものとするが、条例第15条各号のいずれかに該当するときは還付する。指定管理者は、還付する場合の基準を、あらかじめ定めること。また、還付に当たっては、指定管理者は不当な差別的取扱いをしてはならない。
- ウ 現在の指定管理者が条例に基づき定めた「えひめこどもの城管理運営規程」(平成 18 年 3 月 31 日制定)に基づき、利用料金を徴収して交付した「えひめこどもの城共通乗物券」のうち、未使用分については、指定管理者による管理開始後も、当分の間、条例別表第 2 に掲げる遊具を利用する場合に、額面どおりの利用料金を納

付したものとして使用できるものとする。

なお、この場合において、指定管理者が被る損失については、指定管理者が負担するものとし、詳細は、愛媛県と指定管理者が締結する協定において定めるものとする。

(6) 利用の受付、許可

ア 施設等の利用の申込受付は原則として先着順とし、利用の許可に当たっては、公 平な利用を確保すること。

- イ 利用の申請書等の書類が必要な場合は、指定管理者において作成すること。
- ウ 催しの実施のための施設の利用許可に当たっては、催しの利用目的等利用上問題 がないことを確認した上で許可すること。
- エ 催しの準備、撤去の作業時及び開催時の音響、騒音等で周辺住民へ悪影響を及ぼ さないよう指導すること。
- (7) 行政手続条例の適用

指定管理者がこどもの城の利用者に対して行う許可等の処分には、愛媛県行政手続 条例が適用される。

(8) 利用の案内

ア 指定管理者は、園内において利用者が施設等を円滑に利用できるよう、利用案内 に配慮すること。

- イ 電話での問合せや施設見学等について、適切な対応を行うこと。
- ウ 施設等の利用等について、利用者、住民等から苦情があった場合は、適切な対応 をすること。また、その内容を愛媛県へ報告すること。
- (9) 施設等の利用方法と注意事項の説明

施設、遊具、附属設備、備品等を利用者が安全かつ円滑に利用できるよう、利用方 法及び注意事項について、充分な指導、説明及び助言を行うこと。

2 利用促進業務

指定管理者は、こどもの城の効用を最大限発揮するため、利用促進に努めることとし、 次の事項を実施すること。

(1) 宣伝広報

指定管理者は、こどもの城及びこどもの城で実施されるイベントのPR及び情報提供のために、以下の例を参考に、必要な媒体の作成、配布等を行うこと。

また、広報活動の実施に当たっては、愛媛県ソーシャルメディア利用ガイドラインの第2の5(3)リスク対策に記載されている内容を準用すること。

ア こどもの城ホームページ、公式SNS等の作成・更新

- イ 施設案内パンフレットの作成・配布
- ウ イベント情報誌等の作成・配布
- エ 報道機関等への情報提供
- オ こどもの城の事業報告、事業概要、施設の業務等を紹介する資料の作成・配布又 はホームページでの公開

(2) 誘致活動

指定管理者は、学校、児童関連団体等への誘致活動の実施や旅行業者との連携強化 を図ること。

第7 施設等の維持管理に関する業務の基準

指定管理者は、こどもの城の施設等の機能と環境を良好に維持し、サービス提供が常に 円滑に行われるように、施設等の日常点検、保守及び法定の環境測定等の保守管理業務を 行うこと。なお、業務の詳細は、別記2に定めるとおりとする。

1 施設保守管理業務

指定管理者は、こどもの城を適切に運営するために、日常的に施設の点検を行い、仕上げ材の浮き、ひび割れ、はがれなどが発生しない状態を維持し、かつ美観を維持すること。

また、指定管理者は、施設を安全かつ安心して利用できるよう施設の保全に努めるとともに、建築物等の不具合を発見した際には、速やかに、その改善が図られるよう適切に対処すること。

2 保守点検業務

指定管理者は、遊具及び附属設備等の安全の確保及び適切な管理運営のために、次に 掲げる保守点検等の必要な処置を講じること。

- (1) 遊具及び附属設備の法定点検及び初期性能、機能保持のため、外観点検、機能点検、機器動作特性試験、整備業務等を行うこと。特に、建築基準法(昭和25年法律第201号)第12条第2項の規定に基づく建築物の敷地及び構造に関する点検については3年以内ごとに、同条第4項の規定に基づく建築物の建築設備及び防火設備に関する点検については1年(防火設備については平成31年6月1日以降1年)以内ごとに、それぞれ1級建築士等に行わせること。
- (2) 故障等の発生や短期間のうちに故障が発生すると見込まれる場合は、速やかに、その改善が図られるよう適切に対処すること。

3 建築物環境衛生管理業務

- (1) 指定管理者は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)に基づき、空気環境や水質等に関する検査測定を行い、その結果を愛媛県に報告すること。
- (2) 検査測定結果が、同法施行令に定める建築物環境衛生管理基準を満たさない場合は、 指定管理者は、愛媛県と協議し、その改善に努めること。

4 備品管理業務

- (1) 指定管理者は、愛媛県の所有する備品について、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)及び関係例規に基づき適切に管理すること。
- (2) 指定管理者は、愛媛県の所有する備品について、利用に支障を来さないよう管理を行うとともに、不具合が生じた場合は、速やかに、その改善が図られるよう適切に対処すること。
- (3) 指定管理者が指定期間中に購入した備品(愛媛県会計規則第166条に規定する備品であって、指定管理者の故意・過失等により、破損等した愛媛県所有の備品を指定管理者が弁償する場合は除く。以下同じ。)の所有権は、指定管理者が有するものとするが、事前に愛媛県と指定管理者が協議の上、双方が合意したものについては、指定管

理者が購入した備品を愛媛県の所有とし、指定管理者が管理する場合があること。

(4) 指定管理者は、備品管理簿を備え、新たに備品を取得した場合には、愛媛県に報告すること。

5 植栽管理業務

指定管理者は、こどもの城内の植栽樹木及び芝生等の維持管理に当たっては、美観又は衛生において良好な状態に保つため、施肥や薬剤散布、除草、潅水、刈込み、剪定などの必要な処置を講じること。

6 清掃業務

指定管理者は、こどもの城の施設等について、良好な衛生環境、美観の維持に心掛け、 公共施設として快適な空間を保つために必要な清掃業務を実施すること。

7 保安警備業務

指定管理者は、こどもの城の防犯、防火及び防災に万全を期し、利用者が安心して利用できる環境を確保した保安警備業務を実施するとともに、防火管理者を設置すること。

8 駐車場管理業務

- (1) 指定管理者は、敷地内にある駐車場の車両の監視を行うとともに、必要に応じて車両の誘導を適切に行うこと。また、繁忙期には、仮設駐車場を設置し、送迎バスの運行や車両誘導員の配置などの対策を講じること。
- (2) 利用者の遵守事項や管理体制、利用料金を徴収する場合には、その徴収方法など駐車場管理に必要な事項を定めた規程を定めること。
- (3) 指定管理者は、場内に駐車中の自動車の保管に当たり、善良な管理者としての注意事項を怠ったときは、自動車の滅失又は損傷についての損害を賠償する責任を負う。
- (4) 指定管理者は、必要に応じて、送迎バスを運行し、利用者の利便性の向上と利用の 促進を図ること。

9 その他の業務

指定管理者は、施設の維持管理業務の実施状況を記録した業務日誌を作成するととも に、一定期間保管し、愛媛県の求めがあった時には、閲覧に供すること。

10 修繕の費用負担

施設等の本来の効用持続年数を維持するために必要な限度の修繕に関しては、原則として、指定管理者が実施することとし、それ以外は県と指定管理者の協議によるものとする。

11 維持管理計画の作成

指定管理者は、年度当初に施設維持管理計画(点検整備、法令に基づく測定・検査、 調査等)を作成し、愛媛県に提出すること。

なお、計画に従って実施した点検・評価結果、整備状況、修繕等については記録を行い、施設維持管理計画に反映させること。

第8 管理運営業務の基準

1 組織及び人員配置

(1) 配置人員等

ア 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法(昭和22年法律第49号)等関係法令を遵守し、管理運営を効率的に行うための業務形態に合った適正な人数の職員を配置すること。

イ 総括責任者として、園長を1名配置すること。

- ウ 実務を担当する幹部職員に、児童福祉及び社会福祉事業についての知識経験を有する者を含むこと。(「知識経験を有する」とは、児童館等の児童福祉施設において、2年以上勤務した経験を有する者であるか、若しくはこれと同等の能力を有すると認められる者であること。)
- エ 児童福祉施設最低基準第38条に規定する「児童の遊びを指導する者(児童厚生員)」を4名以上配置し、事業の実施に関する業務の企画立案及び実施の中心的な役割等を担わせること。なお、このうち、概ね4名は、財団法人児童健全育成推進財団が認定する「児童健全育成指導士」又は「児童厚生一級指導員」の資格を有する者であること。
- オ その他、こどもの城の管理運営に必要な知識及び技能を有する者を相当数確保するとともに、必要に応じ、体力増進指導に関し知識技能を有する者、年長児童指導に関し専門的知識を有する者等のその他の職員を置くこと。
- カ 職員の勤務体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用 者の要望に応えられるものにすること。

(2) 研修等

職員の資質の向上を図るため、研修を実施するとともに、施設の管理運営に必要な知識と技術の習得に努めること。

2 個人情報の保護

指定管理者には、こどもの城の管理運営を行うに当たり、個人情報の保護に関する法律第66条第2項第2号の規定により、個人情報の適正な取扱いについての義務が課せられる。

なお、個人情報の取扱いの具体的な内容については、別記3のとおり予定しており、 愛媛県と指定管理者が締結する協定で定める。

また、同法に違反した場合には、同法第176条又は第180条の規定に基づき処罰される場合がある。

3 情報の公開

指定管理者には、愛媛県情報公開条例第36条の規定により、指定管理者が保有するこどもの城の管理に関する情報の公開について必要な措置を講ずるよう、努力義務が課せられる。

4 事業計画書等の作成

(1) 事業計画書の作成

指定管理者は、毎年度10月末までに(指定管理期間の初年度にあっては、基本協定書の締結後速やかに)、翌年度の管理運営に関する事業計画書を作成し、愛媛県へ提出すること。なお、作成に当たっては、愛媛県と調整の上、指定管理者が目指すべき経営目標について、数値目標を定めることにより明確にすること。

(2) 予算資料の作成

指定管理者は、愛媛県がこどもの城の管理運営に係る予算を措置するために必要とする資料を作成すること。なお、具体的な資料の内容、提出時期(例年10月頃)については、別途指示する。

5 事業報告等

(1) 年次報告

指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、事業報告書を愛媛県に提出すること。事業報告書の主な内容は次のとおりである。詳細については、愛媛県と指定管理者が締結する協定で定める。

ア こどもの城の管理の業務の実施状況及び利用状況

組織体制、入園者数、施設等利用状況及び利用者数、事業実施状況及び参加者数、入園者満足度、施設等維持管理状況、課題分析と自己評価

- イ 利用料金等の収入の実績
- ウ こどもの城の管理に係る経費の収支状況
- エ 事業計画書に記した経営目標の達成状況
- オ 基本協定書に規定する備品の一覧表の写し

(2) 月次報告

指定管理者は、毎月月次報告書を作成し、翌月10日までに愛媛県に提出すること。 月次報告書の主な内容は次のとおりである。詳細については、愛媛県と指定管理者が 締結する協定で定める。

- ア 入園者数、施設等利用状況及び利用者数
- イ 事業実施状況及び参加者数
- ウ 利用料金の収入状況
- エ 入園者等からの苦情とその対応状況
- オ その他必要事項

(3) 即時報告

指定管理者は、管理運営業務を実施するに当たり、人身事故等重大な事故等が発生 した場合は、即時報告すること。

6 事業評価業務

指定管理者は、入園者アンケート等によりセルフモニタリングを行い、入園者等の意見や要望を把握するとともに、児童福祉関係の行政機関や団体、学識経験者等を委員とする運営委員会を設置して、運営等に関する意見を徴し、管理運営に反映させるよう努めること。

なお、施設の管理運営に関して自己評価を行い、その結果を前記の事業報告書にまとめ、愛媛県に提出すること。特に、経営目標の達成状況については、県民への説明責任の観点から、4(1)の事業計画書において定めた数値目標の達成度合いを数値により示すこと。

7 関係機関との連絡調整

指定管理者は、児童館関係機関との連絡調整を図ること。

8 指定期間終了後の引継ぎ業務

- (1) 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は指定期間満了前に指定の取消しが行われたときは、次期指定管理者が円滑かつ支障なくこどもの城の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うこと。
- (2) 引継ぎに当たっては、引継ぎ内容が不十分であることを原因とした事故等を防止するため、危険注意箇所等について十分に確認を行うとともに、施設の利用予約に関する情報、利用料金の徴収の有無等、施設の管理運営に必要な情報を遅滞なく次期指定管理者へ提供するなど、引継ぎに遺漏のないよう十分留意すること。
- (3) 指定期間終了後も契約期間がある物品等のリース契約等がある場合は、その取扱いを次期指定管理者と協議の上決定し、こどもの城の管理運営業務に支障が生じないよう留意すること。
- (4) 指定管理者が変更となる場合の利用料金収入の取扱いについては、次のとおりとする。
 - ア 次期指定管理者の指定期間中に係る施設利用を現指定管理者が許可した場合の 利用料金

納付の時期によって納付先が変わることから、施設利用者が混乱しないよう、必要な対応をすること。

- ①現指定管理者の指定期間中に納付される場合
- 次期指定管理者に帰属するものとし、納付を受けた現指定管理者が預かり金として 保管の上、次期指定管理者の管理が開始された時点で引き継ぐ。
- ②次期指定管理者の指定期間中に納付される場合 次期指定管理者に帰属するものとし、利用者は次期指定管理者に納付するものとす る。
- イ 現指定管理者の指定期間中の施設利用に係る利用料金が現指定管理者の指定期 間中に納付されなかった(未収金がある)場合の利用料金

現指定管理者の未収金であり、現指定管理者に帰属するものであることから、利用者は現指定管理者に納付するものとする。

第9 その他こどもの城の管理運営に必要な業務の基準

1 公衆電話の設置

指定管理者は、施設内に公衆電話を1台設置すること。その場合、設置に係る費用は 指定管理者が負担するものとし、利用収入は指定管理者のものとする。

2 飲食・物販事業の実施

指定管理者は、こどもの城内において、愛媛県の許可を得て、入園者に、食事、喫茶等の飲食及び活動・滞在の利便性を高めるための物品を提供・販売することができる。 この場合において、現在も飲食・物販を行っている

- ・みずべのレストラン
- ・ミュージアムショップ

を利用できるほか、こどもの城の業務及び入園者の利用に支障のない範囲内で、その他 の場所を利用することも可能である。

なお、飲食・物販事業を行う場合には、次の点に注意が必要である。

(1) こどもの城の一体的かつ効率的な管理運営のため、園内での飲食・物販事業は、

指定管理者だけに許可する予定であることから、指定管理者は、飲食・物販事業によって収益を得た場合は、こどもの城の適正な管理運営のために充当すること。

- (2) 指定管理者は、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第25条の規定に基づき、母子福祉団体等からの物品の販売のための売店等の設置に関する申請があったときは、同条の趣旨を充分踏まえ、設置を許すよう努めるものとする。
- (3) 指定管理者が自ら飲食・物販事業を行う場合は、提供・販売する食事や物品等の内容(メニュー)、方法(自動販売機、ケータリング等の活用も可)及び料金等の設定は、指定管理者が行うとともに、事業に要する経費は、全て指定管理者が負担すること。
- (4) 指定管理者が、他のものにこれらの事業を任せる場合には、こどもの城の目的や 法的位置付けを理解しているものを選定するとともに、実施内容や経費負担につい ては、双方が協議すること。
- (5) 飲食・物販事業を開始する場合は、開始前にその内容を愛媛県に通知すること。
- (6) 内装工事を行った場合は、指定管理終了時に、原則として現状に復すること。

3 広告事業の実施

指定管理者は、こどもの城内において、愛媛県の許可を得て、広告物の表示若しくは配布又は広告物を掲出する物件の設置を行うことができる。この場合において、こどもの城の業務、入園者の利用及び景観に支障のない範囲内で、事業を行う場所を選定するものとする。

なお、広告事業を行う場合には、次の点に注意が必要である。

- (1) こどもの城の一体的かつ効率的な管理運営のため、園内での広告事業は、指定管理者だけに許可する予定であることから、指定管理者は、広告事業によって収益を得た場合は、こどもの城の適正な管理運営のために充当すること。
- (2) 広告主の募集、選定、条件及び料金設定等は、指定管理者が行うこと。
- (3) 設置工事を行った場合は、指定管理終了時に、原則として現状に復すること。
- (4) 広告事業に要する経費は、全て指定管理者が負担すること。

4 監 査

愛媛県監査委員等が愛媛県の事務を監査するに当たり、必要に応じ指定管理者に対し、 実地に調査し、又は必要な記録の提出を求められる場合がある。

5 指定管理業務期間の前に行う業務

- (1) 協定項目についての愛媛県との協議
- (2) 利用料金等の設定
- (3) 配置する職員等の確保、職員研修
- (4) 業務等に関する各種規程の作成、協議
- (5) 現行の指定管理者からの業務引継ぎ

6 リスクの分担及び保険への加入

こどもの城の管理運営に関する基本的なリスク分担の考え方は次のとおりとし、指定 管理者は、これらに基づく自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入すること。 なお、火災保険については、愛媛県が加入する。

| 粉点压然の亦動 | 人件費、物品費、光熱水費等の変動に伴 う経費の増 | | 0 |
|---------------|-------------------------------|-------|---------|
| 物価等の変動 | 自然災害等の不可抗力による経費の増加 | 協議事項※ | |
| ままのま 私 | 利用者の減少、収入減(不可抗力によるものを除く。) | | 0 |
| 需要の変動 | 上記のうち、不可抗力による利用者の減 少等 | 協議事項※ | |
| 資金調達等 | 運営上必要な初期投資、資金の確保 | | \circ |
| | 事故、災害等による臨時休園等 | 協議事項※ | |
| 運営のリスク | 施設等の管理上の瑕疵に係る臨時休園 | | 0 |
| 建省のテバテ | 改修、修繕、保守点検等による施設等の 一部の利用停止 | | 0 |
| 歩きなの場合 | 事故・災害等によるもの | 協議事項※ | |
| 施設等の損傷 | 施設等の管理上の瑕疵に係るもの | | 0 |
| 利用者等への | 下記以外のもの | 協議事項※ | |
| 損害賠償 | 施設等の管理上の瑕疵に係るもの | | 0 |

[※] 協議事項については、事案ごとの原因により判断するが、第一次責任は指 定管理者が有するものとする。

7 その他

令和6年4月1日以降の期間がある物品等のリース契約等については、その取扱いを 現在の指定管理者と指定管理者との間において協議の上決定し、こどもの城の管理運営 業務に支障が生じないよう留意すること。

第10 モニタリング

愛媛県は、施設の管理運営業務に関するモニタリングを次のとおり実施する。なお、 詳細については、愛媛県と指定管理者で締結する協定で定める。

1 モニタリングの方法

(1) 定期モニタリング

愛媛県は、指定管理者から提出された月次報告書、年次報告書その他報告等により、 指定管理者の業務の実施状況が、愛媛県の要求基準を満たし、適正かつ確実なサービ スが提供されているかについて確認する。

(2) 現地確認

愛媛県は、必要に応じて、施設の維持管理や経理状況等に関し、指定管理者に報告を求めるほか、年1回以上、現地において施設の管理運営状況を確認するものとする。

(3) モニタリング結果の公表

愛媛県は、毎年度終了後、指定管理者からの年次報告書等を踏まえ、利用者数や利用料金収入の実績等について、その確認結果を県ホームページで公表する。

2 業務不履行時の処理

(1) 改善の指示

管理運営業務が業務要求基準を満たしていない場合、又は利用者が施設を利用する上で明らかに利便性を欠く場合、愛媛県は指定管理者に対して改善の指示を行うことができる。

(2) 業務の停止

愛媛県は、指定管理者が愛媛県の指示に従わないときはその指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の停止を命ずることができる。